

低未利用土地等確認申請に係る添付書類チェック一覧表

提出書類及び確認事項

○…提出必要 △、□…いずれかを提出

提出書類		確認事項
別記様式①-1 「低未利用土地等確認申請書」	○	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡した者（売主）が個人であること。 ・所在地が都市計画区域内であること。
売買契約書の写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ※都市計画区域の確認は、各市町村へお問い合わせください。 ・譲渡日（権利移動した日）が令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間であること。 ・売買契約の対価が500万円以内であること。 (市街化区域の場合は800万円以下)
低未利用土地等であることの確認	(1)～(4)のいずれかの書類（※1）	
	(1)所在市町村が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類	△
	(2)宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	△
	(3)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（※2）	△
	(4)その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類	△
		<ul style="list-style-type: none"> ・空き地・空き家バンクの登録の際に、更地、空き家又は空き店舗であることを市町村の担当者又は連携する宅地建物取引業者が確認していること。 ・宅地建物取引業者が、現況更地、空き家又は空き店舗の広告を出していること。 例：チラシなどの広告、ホームページの写し 等 ・電気、水道、ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること。 (1)～(3)の書類が提出できない場合 ・別記様式①-2「低未利用土地等の譲渡前の利用について」により、宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する。 ・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する 等
<p>※1 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法（昭和27年法第229号）第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。</p> <p>※2 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し</p>		

		又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの） 等	
		提出書類等	確認事項等
譲渡後の 利用につ いて確認	(1)～(3)のいずれかの書類 「低未利用土地等の譲渡後の利用につ いて」		取得後の利用意向等について買主より確認する。
	(1)別記様式②-1 ※宅地建物取引業者の仲介により 譲渡した場合	<input type="checkbox"/>	・提出された様式について、必要事項がすべて記入さ れていること。
	(2)別記様式②-2 ※宅地建物取引業者を介さずに、 相対取引にて譲渡した場合	<input type="checkbox"/>	
	(3)別記様式③ ※宅地建物取引業者が譲渡後の利 用について確認した場合	<input type="checkbox"/>	・別記様式②-1または別記様式②-2を提出できな い場合に限り提出できます。
その他の 要件の確 認等	申請のあった土地等に係る登記事 項証明書	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡の年の1月1日において、申請のあった土地等 の<u>所有期間が5年を超えるものの譲渡</u>であること。 ※相続や贈与で取得したときは、死亡した人や贈与 した人の取得の時期がそのまま取得した人に引き 継がれます。 ・以下の事項について登記事項証明書二より確認し、 低未利用土地等確認書に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①申請のあった土地等と一筆であった土地からその 年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無。 ②①が「有」の場合、当該分筆された土地等につき 低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した 実績の有無。